

○阿久比町都市公園条例施行規則

昭和49年6月29日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、阿久比町都市公園条例（昭和49年阿久比町条例第36号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可手続)

第2条 条例第3条第1項各号に掲げる行為について町長の許可を受けようとする者は、当該行為を開始しようとする日の7日前までに都市公園内行為許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつた場合において、都市公園の使用に支障がないと認めた者に対して、都市公園内行為許可書（様式第2号）を交付する。

(公園施設の設置等の許可手続)

第3条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項及び第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用について町長の許可を受けようとする者は、当該設置、管理又は占用を開始しようとする日の20日前までに／公園施設設置／都市公園占用／許可申請書（様式第3号）又は公園施設管理許可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつた場合において、都市公園の使用に支障がないと認めた者に対して、／公園施設設置／都市公園占用／許可書（様式第5号）又は公園施設管理許可書（様式第6号）を交付する。

(許可事項の変更手続)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項及び条例第3条第1項の規定により町長の許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは、／都市公園内行為／公園施設設置／都市公園占用／公園施設管理／許可変更申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつた場合において、都市公園の使用に支障がないと認めた者に対して、／都市公園内行為／公園施設設置／都市公園占用／公

園施設管理／許可変更許可書（様式第8号）を交付する。

（有料公園施設の供用日及び供用時間）

第5条 有料公園施設の供用日及び供用時間は別表に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、別表に掲げる供用日及び供用時間を変更することができる。

（有料公園施設の使用許可手続）

第6条 有料公園施設の使用について許可を受けようとする者は、当該有料公園施設を使用しようとする日の2月前から3日前までに有料公園施設使用許可申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の申請があつた場合において、有料公園施設の使用に支障がないと認めた者に対して、有料公園施設使用許可書（様式第10号）を交付する。

（都市公園の使用の禁止又は制限の公示）

第7条 町長は条例第6条の規定により、都市公園の使用の禁止又は制限をしようとするときは、その旨を公示しなければならない。ただし、都市公園の使用の禁止又は制限の内容が軽微なものについては、この限りではない。

（使用料の還付）

第8条 条例第14条ただし書の規定による使用料を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第11条第2項の規定により、同条第1項の処分を受けた場合
- (2) 天災等により、当該許可に係る都市公園の使用ができなくなつた場合
- (3) 許可を受けた者が、当該許可に係る都市公園の使用を開始する日の10日前までに許可の取消しを申し出て承認を受けた場合
- (4) その他町長が認めた場合

2 前項各号のいずれかに該当し、使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書（様式第11号）を提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第15条の規定による使用料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国、県、町又は町の機関が使用する場合
- (2) 町又は町の機関が主催又は共催する事業で使用する場合
- (3) 町内の保育園（認可外保育施設を除く。）、こども園、幼稚園、小学校又は中学校が正規の教育課程等の目的で使用する場合
- (4) 大字又は自治会が行政活動を補完する目的で使用する場合
- (5) 町内の各種団体が行政活動等に協力する目的で使用する場合
- (6) 次に掲げる団体（町内在住者 5 人以上を含み組織している団体をいう。ただし、ア及びイを除く。）が当該団体の活動本来の目的で使用する場合
 - ア 町が認める行政活動を補完する団体
 - イ 社会福祉協議会が所管する福祉関係団体
 - ウ スポーツ協会又は文化協会に加盟し、会員のすべてを町内の小学生又は中学生で組織する団体
 - エ スポーツ協会又は文化協会に加盟し、会員のすべてを町内の 6 5 歳以上の者で組織する団体
 - オ スポーツ協会又は文化協会に加盟している団体で前記ウ又はエに該当しない団体
 - カ サークル協議会に加盟している会員数 1 0 人以上の団体で会員の過半数が町内の 6 5 歳以上の者又は中学生以下の者で構成される団体
 - キ 総合型地域スポーツクラブ及び総合型地域スポーツクラブが所管するスポーツ関係団体

2 次に掲げるときにおいては、使用者が納めるべき使用料のうち当該各号に掲げる減免の割合を当該使用料に乗じた額を減免する。ただし、夜間照明設備の使用に係るものについては減免しない。

- (1) 前項第 1 号から第 6 号（オ、カ及びキを除く。）までの規定のいずれかに該当するとき 全部
- (2) 前項第 6 号オ、カ又はキに該当するとき 2 分の 1

3 前項の額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数は、1 0 円とする。

4 第 1 項第 5 号又は第 6 号に該当する場合において使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書（様式第 1 2 号）により申請するものとする。

5 前項に規定する申請に係る使用料の減免をするときは、使用料減免通知書（様式第13号）を当該申請に係る申請者に通知するものとする。

6 前項に規定する通知後に、当該通知に係る第3項に規定する申請に虚偽の記載その他不正の行為が明らかになったときは、当該通知による減免を取り消すものとする。

7 第3項に規定する申請を却下するとき又は前項に規定する減免を取り消すときは、様式第14号により該当者に通知するものとする。

（施設内の禁止事項）

第10条 施設内では次の事項を禁止し、使用者が取締りの責に任ずるものとする。

(1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起すおそれのある行為をすること。

(2) 許可を受けないで飲食物その他物品を販売し、又は陳列すること。

(3) 許可を受けないで広告類を提出し、又は撒布すること。

(4) 建物その他施設を汚損するおそれのある行為をすること。

(5) その他管理上必要と認めること。

2 公園内の施設、設備を損傷した場合は、その代価を弁償しなければならない。

（公園施設内における損害の責任）

第11条 公園施設を使用する者に対して、次に掲げる場合には、町は、その賠償の責を負わない。

(1) 盗難による場合

(2) 自損による場合

(3) 第三者による損害を受けた場合

(4) 天災等による損害を受けた場合

（許可書の携帯）

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは条例第3条第1項若しくは第3項の許可又は有料公園施設の使用の許可を受けた者が施設の使用をしようとするときは、その許可書を携帯しなければならない。

（指定管理者による管理）

第13条 条例第16条第1項の規定により、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条第1項の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項の規定中「町長は、前項の申請があつた場合において」とあるのは「指定管理者は、前項の申請があつた場合において、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により」と、「使用」とあるのは「利用」と、第4条第1項の規定中「法第5条第1項、法第6条第1項及び条例第3条第1項の規定により町長の許可」とあるのは「条例第3条第1項の規定により指定管理者の許可」と、同条第2項の規定中「町長は、前項の申請があつた場合において」とあるのは「指定管理者は、前項の申請があつた場合において、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により」と、「使用」とあるのは「利用」と、第5条の規定中「町長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て」と、第6条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「その旨を公示しなければ」とあるのは「その旨を町長に報告しなければならない。その場合において町長は、報告を受けたその旨を公示しなければ」と、第10条第1項の規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、様式第1号、様式第2号、様式第7号及び様式第8号の規定中「阿久比町長」とあるのは「指定管理者」と、様式第9号及び様式第10号の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「阿久比町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理料)

第14条 条例第16条第1項の規定により、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、町長は、当該指定管理者に対し予算の定める範囲内において、指定管理料を支払うことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

2 条例第16条第1項の規定により、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、前項の規定により町長が定めるもののほか、

町長の承認を得て必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 阿久比町丸山公園集会場等使用規則（昭和47年8月26日規則第10号）は廃止する。

附 則（昭和53年6月28日規則第22号）

この規則は、昭和53年8月3日から施行する。

附 則（昭和53年7月18日規則第25号）

この規則は、昭和53年8月3日から施行する。

附 則（平成元年3月29日規則第9号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日規則第9号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日規則第13号）

この規則は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の有料公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定による申請、許可その他の行為は、改正後の阿久比町都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による申請、許可その他の行為とみなす。
- 3 改正後の別表の規定は、平成18年10月1日以後の有料公園施設の使用に係る供用時間について適用し、同日前の有料公園施設の使用に係る供用時間については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日（以下「適用日」という。）以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日から平成20年3月31日までの期間におけるサークル協議会に加盟している会員数10人以上の団体が会員の全員が町内の65歳以上の者又は中学生以下の者で構成される団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する場合の施設の使用に係る使用料の減免については、第9条第2項第1号中「前項第1号から第6号（オ及びカを除く。）までの規定のいずれかに該当する」とあるのは「サークル協議会に加盟している会員数10人以上の団体が会員の全員が町内の65歳以上の者又は中学生以下の者で構成される団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する」と読み替えて適用するものとする。

- 3 適用日から平成20年3月31日までの期間におけるサークル協議会に加盟している団体が前項の団体以外の団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する場合の施設の使用に係る使用料の減免については、第9条第2項第2号中「前条第6号オ又はカに該当する」とあるのは「サークル協議会に加盟している団体が附則第2項の団体以外の団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成19年5月31日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日以降の施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（平成19年7月27日規則第20号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第33号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月17日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 1 月 2 日規則第 2 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の阿久比町都市公園条例施行規則の規定は、令和 4 年 2 月 1 日以後に使用する施設の供用時間について適用し、同日前に使用する施設の供用時間については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 1 2 月 2 1 日規則第 3 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（令和 6 年 2 月 1 5 日規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 1 7 日規則第 2 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 2 月 2 4 日規則第 3 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の阿久比町使用料の減免に関する規則及び阿久比町都市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

別表（第 5 条関係）

都市公園名	施設の名称	供用日	供用時間
丸山公園	運動広場	1 月 4 日 から 1 2 月 2 8 日 まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	テニスコート	1 月 4 日 から 1 2	午前 9 時から午後 9 時まで

	月 2 8 日	
	まで	

様式第1号 (第2条関係)

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕
(電 話)

下記のとおり、行為を行いたいので許可してください。

記

1 行為の目的

2 行為の期日

年 月 日より
年 月 日まで

3 行為を行う場所又は公園施設及び面積又は人数

公園 m²
人

4 行為の内容

5 その他参考事項

阿 第 号
年 月 日

都市公園内行為許可書

住 所
氏 名 様
〔名称及び
代表者氏名〕

阿久比町長 印

年 月 日付で申請のあった行為について、下記のとおり許可します。

記

1 行為の目的

2 行為の期日

年 月 日より
年 月 日まで

3 行為を行う場所又は公園施設及び面積又は人数

公園 m²
人

4 行為の内容

5 その他参考事項

公園施設設置許可申請書
都市公園占用

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕
(電 話)

下記のとおり、公園施設を設置
都市公園を占用 したいので許可してください。

記

- 1 設置の目的
占用
- 2 設置の期間
占用 年 月 日より
年 月 日まで
- 3 設置の場所
占用
- 4 公園施設の構造
工作物その他物件又は施設
- 5 公園施設の管理方法
占用物件
- 6 工事施行の方法
- 7 工事施行及び完了の時期
年 月 日より
年 月 日まで
- 8 都市公園の復旧方法
- 9 添付書類
- 10 その他参考事項

様式第4号（第3条関係）

公園施設管理許可申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕
（ 電 話 ）

下記のとおり、公園施設を管理したいので許可してください。

記

1 管理の目的

2 管理の期間

年 月 日より
年 月 日まで

3 管理する公園施設

4 管理の方法

5 その他参考事項

様式第5号(第3条関係)

阿 第 号
年 月 日

公園施設設置 許可書
都市公園占用

住 所
氏 名 様
〔名称及び
代表者氏名〕

阿久比町長 印

年 月 日付で申請のあった 公園施設の設置
許可します。 都市公園の占用 について、下記のとおり

記

1 管理 占用の目的

2 管理 占用の期間 年 月 日より
年 月 日まで

3 設置 占用の場所

4 公園施設 工作物その他物件又は施設 の構造

5 公園施設 占有物の管理方法

6 工事施行の方法

7 工事施行及び完了の時期 年 月 日より
年 月 日まで

8 都市公園の復旧方法

9 添付書類

10 その他参考事項

阿 第 号
年 月 日

公園施設管理許可書

住 所
氏 名 様
〔名称及び
代表者氏名〕

阿久比町長 印

年 月 日付で申請のあった公園施設の管理について、下記のとおり許可します。

記

- 1 管理の目的
- 2 管理の期間
年 月 日より
年 月 日まで
- 3 管理する公園施設
- 4 管理の方法
- 5 その他許可条件

様式第7号（第4条関係）

都市公園内行為
公園施設設置
都市公園占用
公園施設管理
許可変更申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕
（電 話）

年 月 日付 阿 第 号にて許可を受けた
都市公園内行為
公園施設設置
都市公園占用
公園施設管理
について、下記のとおり変更してください。

記

- 1 場所
- 2 変更前の内容
- 3 変更後の内容
- 4 変更理由
- 5 添付書類
- 6 その他参考事項

阿 第 号
年 月 日

都市公園内行為
公園施設設置
都市公園占用
公園施設管理
許可変更許可書

住 所
氏 名 様
(名称及び
代表者氏名)

阿久比町長 印

年 月 日付で申請のあった
都市公園内行為
公園施設設置
都市公園占用
公園施設管理
の許可変更について、

下記のとおり許可します。

記

- 1 場所
- 2 変更前の内容
- 3 変更後の内容
- 4 変更理由
- 5 添付書類
- 6 その他許可条件

受付番号

有料公園施設使用許可申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所

氏 名

(名称及び
代表者氏名)

電 話

年 月 日付で有料公園施設(丸山公園)の使用を次のとおり申請します。

記

1 使用する有料 公園施設	施設の使用		夜間照明設備	
		1 運動広場	1 運動広場	2 テニスコート 東
	2 テニスコート 東	3 テニスコート 西	3 テニスコート 西	
2 使用の目的				
3 使用する日時	年 月 日		年 月 日	
	午前 午後	時 分～時 分	午前 午後	時 分～時 分
4 使用予定人員	人		人	
5 仮設工作物の有無	有	無	有	無
6 設置する仮設工作物の内容				
7 使用料	金額	円	金額	円
8 備考				

様式第10号(第6条関係)

有料公園施設使用許可書			
		阿 第 号	
		年 月 日	
住 所			
氏 名		様	
〔 名 称 及 び 〕 代表者氏名			
		阿久比町長 印	
年 月 日付で有料公園施設(丸山公園)の使用について、次のとおり許可 します。			
記			
1 使用する有料 公園施設	施設の使用		夜間照明設備
	1 運動広場	2 テニスコート 東	3 テニスコート 西
2 使用の目的			
3 使用する日時		年 月 日	年 月 日
		午前 時 分～ 時 分 午後	午前 時 分～ 時 分 午後
4 使用予定人員		人	人
5 仮設工作物 設置の有無		有 無	有 無
6 設置する仮 設工作物の内容			
7 使用料		金 額 円	金 額 円
8 備 考		1 使用後は必ず整理・整頓・清掃を行うこと。 2 使用時間は厳守すること。 3 火気・電気等厳重に注意すること。 4 阿久比町都市公園条例施行規則を遵守すること。 5 当日は許可書を携帯すること。 6 使用許可取消に関する還付申請は10日前までにすること。	

様式第11号（第8条関係）

都 市 公 園 使 用 料 還 付 申 請 書

年 月 日

阿 久 比 町 長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 () —

年 月 日付で許可を受けた都市公園の使用ができなかったため、下記のとおり使用料を還付してください。

記

申 請 事 項	施 設 名	運動広場 ・ テニスコート東 ・ テニスコート西		
	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分		
	施 設 名	運動広場 ・ テニスコート東 ・ テニスコート西		
	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分		
	施 設 名	運動広場 ・ テニスコート東 ・ テニスコート西		
	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分		
使用ができなかった理由				
還 付	施 設 使 用 時 間	照 明 使 用 時 間	還 付 金 額	
	時間 分	時間 分	円	
還 付 金 振 込 金 融 機 関	金融機関名		店 名	
	預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ	-----		
	口座名義	-----		

ゆうちょ銀行

金融機関コード	店 名	預金種目	口 座 番 号
9 9 0 0			
フリガナ	-----		
口座名義人	-----		

様式第12号（第9条関係）

年度使用料減免申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

団体名
代表者名
電話

阿久比町都市公園条例施行規則第9条第1項第 号 の規定により、使用料の減免を受けたいので申請します。

記

申請区分	免除（全部） ・ 減額（2分の1）
団体名	
所属上部団体	文化協会 スポーツ協会 サークル協議会 社会福祉協議会 その他（ ）
会員数	人
会員名簿	別紙のとおり

※会則及び予算書又は決算書を添付すること。

様式第13号(第9条関係)

年度使用料減免通知書

年 月 日

団体名
代表者名 様

阿久比町長 印

年 月 日申請のあつた使用料の減免について、阿久比町都市公園条例施行規則第9条第1項の規定により下記のとおり使用料の減免をしますので通知します。

記

団体名	
減免割合	
備考	

様式第14号(第9条関係)

年 月 日

団体名
代表者名 様

阿久比町長 印

年 月 日付けで 申請のあつた
通知をした 使用料の減免について、次の理由
により 申請を却下
減免を取消し しますので通知します。

記

団体名	
却下又は 取消理由	

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に阿久比町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表するものは町長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第3条関係）

様式第7号（第4条関係）

様式第8号（第4条関係）

様式第9号（第6条関係）

様式第10号（第6条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第9条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第9条関係）